



2025/01/24 20:01 現在の情報です。

表題部 (土地の表示)	調製	[余白]	不動産番号	0502010030028
地図番号	P1 41-1	筆界特定	[余白]	
所在	常陸太田市亀作町字浅川	[余白]		
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
2288番4	山林	299:	:	2288番2から分筆 〔令和5年5月30日〕

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成18年8月24日 第7740号	原因 平成18年8月17日売買 所有者 日立市多賀町二丁目10番7号 平成開発株式会社 順位1番の登記を転写 令和5年5月24日受付 第3543号
付記1号	1番登記名義人名称変更	令和5年8月23日 第5553号	原因 令和3年2月24日商号変更 商号 株式会社富士 代位者 常陸太田市 代位原因 令和5年5月12日売買の所有権移 転登記請求権
2	所有権移転	令和5年8月23日 第5554号	原因 令和5年5月12日売買 所有者 常陸太田市

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。